

財団法人国際研修協力機構役員退職金規程

平成4年3月25日制定

平成12年2月14日改定

平成13年10月15日改定

平成14年10月21日改定

平成22年3月29日改定

(総則)

第1条 財団法人国際研修協力機構の常勤の役員に対する退職金の支給については、この規程の定めるところによる。

(退職金の支給対象)

第2条 退職金は、役員が退職又は解任されたときはその者に、役員が死亡したときはその遺族に支給する。

(退職金の額)

第3条 退職金の額は、在職1月につき、役員が退職（解任、死亡を含む）した日におけるその者の本給月額に100分の12.5を乗じて得た額の範囲内とする。

2 前項にかかわらず、寄附行為第20条第1項第2号に基づき、職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為により解任された場合には、退職金を支給しない。

(退職金の支給一時差止め及び返納)

第4条 役員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職金の支給を一時差し止めることができる。

2 退職した役員に対し退職金の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、その支給した退職金を返納させることができる。

(在職期間の計算)

第5条 在職期間の月数の計算は、役員に任命された日の属する月から退職した日の属する月までとして行う。ただし、任命・退職が月の途中の場合は、職員退職手当規程第4条を準用する。

(再任等の場合の取扱い)

第6条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職金の支給については、引き続いて在職したものとみなす。

2 役員が、任期満了の日以前又は任期満了の日の翌日において役職を異にする役員に任命されたときは、その者の退職金の支給については、その役職を異にする役員となった日の前日に退職したものとみなす。

(遺族の範囲及び順位)

第7条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(3) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者

2 前項各号に掲げる者が退職金を受ける順位は、同項各号の順位により、また、同項第2号又は第3号に掲げる者のうちにあつては、同各号に掲げる順位による。

3 退職金の支給について同順位の遺族が2人以上あるときは、その人数により、等分して支給する。

(退職金の支給)

第8条 退職金は、法令に基づきその役員の退職金から控除すべきものの金額を控除し、その残額を直接通貨で支払うものとする。

2 退職金は、予算その他の特別の事情がある場合を除き、支給事由の発生した日から1月以内に支給する。

(実施細則)

第9条 退職金の支給手続その他この規程の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則(平成4年3月25日)

この規程は、平成4年3月25日から施行し、平成3年9月19日から適用する。

附 則(平成12年2月14日)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年10月15日)

この規程は、平成13年10月1日から施行する。

附 則(平成14年10月21日)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月29日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。